

オリエンタル白石安全・環境協議会

規 則

制定実施：平成 19 年 10 月 1 日

オリエンタル白石株式会社

オリエンタル白石 安全・環境協議会

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、オリエンタル白石 安全・環境協議会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、オリエンタル白石株式会社（以下「会社」という）の経営理念、安全衛生管理方針、品質・環境方針に基づき、工事・工場・機材センターにおける労働災害の撲滅および環境との共生を目的とし、会社並びに協力会社が一体となって事業を行うための組織とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 会社の安全および環境に関する方針や具体的な計画の周知徹底と推進活動に関する事項
- 2) 安全パトロール等の災害防止対策および環境共生対策の企画・立案に関する事項
- 3) 会員より生産性向上の各種提案を集約し、共有するための企画・立案に関する事項
- 4) 会員の従業員向け安全教育の企画・立案に関する事項
- 5) 労働災害発生時における相互協力・相互扶助に関する事項
- 6) 会員および会員従業員の安全、環境についての表彰に関する事項
- 7) 会員および会員従業員の安全、環境についての資格取得並びに教育についての費用補填に関する事項
- 8) その他本会の目的達成に必要な事項

第2章 組織

(会員)

第4条 本会は、会社の指名した社員と請負契約に基づき本会会費を納入する施工協力会社を会員とする（材料納入のみの業者は除く）。

(組織)

第5条 本会は、会社組織に対応し、本社にオリエンタル白石全国安全・環境協議会（以下「全国協議会」という）、支店にオリエンタル白石支店安全・環境協議会（以下「支店協議会」という）を設け、

それぞれ所定の役員を置き事業を行う。

(全国協議会役員)

第6条 全国協議会には次の役員を置き、総合的な事業運営に当る。

- 1) 会 長 1名
 - 2) 副 会 長 若干名
 - 3) 幹 事 若干名
 - 4) 監 査 2名
2. 会長は、会社が任命した者とする。他の役員は会長が委託する。
 3. 本社に事務局を置き、本社 安全・品質・環境管理室が所掌する。

(支店協議会役員)

第7条 支店協議会には次の役員を置き、事業運営に当る。

- 1) 支店 会長 1名
 - 2) 支店副会長 若干名
 - 3) 支店 幹事 若干名
 - 4) 支店 監査 2名
2. 会長は、支店安全衛生委員会委員長とし、他の役員は支店会長が委託する。
 3. 支店に支店事務局を置き、安全担当部署が所掌する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1) 会長は、会務を総括し本会を代表する。
 - 2) 支店会長は、支店協議会の会務を総括し支店協議会を代表する。
 - 3) 副会長ならびに支店副会長は、会長若しくは支店会長を補佐し、会長若しくは支店会長が会務を行なうことができない場合にはこれを代行する。
 - 4) 幹事は、会長若しくは支店会長を補佐し、事業の運営に参画する。
 - 5) 監査は、全国協議会若しくは支店協議会の会計処理を監査する。
 - 6) 事務局は、全国協議会若しくは支店協議会の会計経理を所掌し、必要な帳簿・証憑を管理する。また、事業の運営に関する企画・立案を行い、会務の執行に当る。
2. 役員の仕事は、原則として全国協議会においては年度当初の役員会終了時から、支店協議会においては年度当初の総会の終了時か

ら2年間とし、役員の新任は妨げない。

(役員の新任)

第9条 協働会社の全国協議会役員は会長が委託し、支店協議会役員は支店会長が委託する。

第3章 会議

(会議)

第10条 本会は次の会議を行う。

1. 全国協議会

[全国協議会役員会]

- ・全国協議会役員会は会長が招集し、年2回開催する。
但し、必要がある時は臨時に開催することができる。
- ・全国協議会役員会の開催は文書会議に代替することができる。
- ・全国協議会役員会は、次の事項を審議決定し、支店に通達するものとする。

- 1) 会社の安全および環境に関する方針、計画並びに活動の周知徹底に関する事項
- 2) 年度の労働災害防止および環境との共生に関する事業報告並びに事業計画に関する事項
- 3) 年度の会計収支および予算に関する事項
- 4) 役員選出に関する事項
- 5) 会員および会員従業員の安全、環境についての表彰に関する事項
- 6) 会員および会員従業員の安全、環境に関する資格取得並びに教育に関する費用補填
- 7) その他本会の目的達成に必要な事項

2. 支店協議会

[支店協議会役員会]

- ・支店協議会役員会は支店会長が招集し、毎年2回開催する。
但し、必要がある時は臨時に開催することができる。
- ・支店協議会役員会の開催は文書会議に代替することができる。
- ・支店協議会役員会は、次の事項を審議決定し、支店会員に報告する。

- 1) 会社、全国協議会の安全および環境に関する方針、計画並びに

- 活動の周知徹底に関する事項
- 2) 支店協議会の規則に関する事項
 - 3) 年度の労働災害防止および環境との共生に関する事業報告並びに事業計画に関する事項
 - 4) 年度の会計収支および予算の承認
 - 5) 役員を選出に関する事項
 - 6) 会員および会員従業員の安全、環境についての表彰ならびに全国協議会への推薦
 - 7) 会員および会員従業員の安全、環境に関する資格取得並びに教育に関する費用補填
 - 8) その他本会の目的達成に必要な事項

第4章 会 計

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費並びに会社負担金をもって充てる
但し、本会の事業運営上必要な場合は、臨時会費を徴収することができる。

(会費)

第13条 会費は会員の毎月の出来高請求額の1,000分の1.5を充て、会社からの毎月の出来高金額支払の際に控除し、本会に納入する。
また、納入された会費は返還しない。
但し、経済の変動や法定外補償保険の料率変更があった場合は、全国協議会役員会の承認を経て変更することができる。

(会社負担金)

第14条 会社は、法定外補償保険料の1/2を会社負担金として、本会に納入する。

第5章 労働災害の防止および環境との共生

(安全対策)

第15条 会員は、会社の定める年度安全衛生管理計画その他の指導方針に基づき労働災害の防止に努める。

(安全活動)

第16条 会員は、会社の行う安全協議会および安全パトロール等に積極的に参加するほか自主的に安全衛生活動に努める。

(環境対策)

第17条 会員は会社の行う環境の保全対策および環境との共生活動に積極的に参加する。

第6章 付 則

(経過措置)

第18条 本会は、平成19年10月1日から発足し、従前のオリエンタル建設株式会社「オリ建生産安全協議会」および株式会社白石「労働災害防止連絡協議会」は発展的に解消し、その理念・活動を本会に継承する。

2. 従前のオリエンタル建設株式会社「オリ建生産安全協議会」および株式会社白石「労働災害防止連絡協議会」の会費並びに資産は自動的に本会が引き継ぐものとする。

(細則の制定)

第19条 本会の事業運営において、別途事務取扱い上の細則を制定することができる。

このオリエンタル白石 安全・環境協議会規則は平成19年10月1日から適用する。

平成20年5月20日 一部改定。

平成21年3月26日 一部改定。

平成25年9月01日 一部改訂。